

住民異動等の手続きにおける書かない窓口の開始について

令和4年度に証明書交付手続きにおいて開始した「書かない窓口」について、住民異動等の届出受付手続きを、令和5年7月21日（金）から開始します。なお、中区内の施設では、令和5年6月23日（金）から先行して運用を開始します。

窓口では住民異動手続きだけでなく、関連する国民健康保険などの手続きも合わせて「書かない窓口」で対応することで、届出記入の手間を省き、市民の利便性向上を目指すとともに、窓口支援システムを活用し業務効率化を図ります。

■取り組み概要

1. 開始日

令和5年7月21日（金） ※中区での先行開始日：令和5年6月23日（金）

2. 対象窓口

住民異動手続き等を取り扱う市内の施設（53か所）

※取扱い対象業務は施設により異なります。

【先行運用開始施設】

- ①区民生活課：中区役所
- ②市民サービスセンター：北部、駅前、高丘葵
- ③協働センター：東部、曳馬、富塚、佐鳴台、高台、県居

3. 対象業務

115手続き（主要な手続きは以下のとおり）

住民異動届出（転入・転出・転居等）、印鑑登録申請、国民年金被保険者1号資格取得・喪失の届出、国民健康保険加入・脱退の届出、出産育児一時金の請求申請、葬祭費の請求申請（国保・後期）、相続人代表者に関する届出（国保・後期・介護）、児童手当・特例給付認定請求

■「書かない窓口」の取材について（お願い）

取材を希望される場合は、6月19日（月）17時までに、下記連絡先までお申し込みください。

日時・場所 6月21日（水）17:00～18:30

① 概要説明

17:00～17:30 浜松市役所本庁舎5F記者会見室

② システムを利用した窓口対応の実演

17:30～18:30 浜松市役所本庁舎1F中区役所区民生活課

連絡先 デジタル・スマートシティ推進課 TEL (053) 457-2454